

事業番号：D-5-1

事業名：災害公営住宅家賃低廉化事業（山田町）

事業費総額：8.48 億円（国費 7.42 億円）

事業期間：H26 年度～R 2 年度

事業目的

東日本大震災の被災者向けに整備した災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

事業結果

平成 26 年度に完成した豊間根団地から事業を開始し、令和 2 年度まで 7 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 7/8（管理開始 6 年目以降は 5/6）である総額 741,781 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 960 世帯の居住の安定に寄与した。

年度	近傍同種家賃	国費額	対象世帯数	管理開始団地名
23	-千円	-千円	-世帯	-
24	-千円	-千円	-世帯	-
25	-千円	-千円	-世帯	-
26	71～89 千円	16,567 千円	40 世帯	豊間根
27	70～129 千円	42,948 千円	86 世帯	織笠
28	71～134 千円	122,087 千円	172 世帯	大沢、北浜
29	70～146 千円	160,586 千円	180 世帯	-
30	70～145 千円	159,964 千円	183 世帯	-
1	70～146 千円	130,682 千円	174 世帯	-
2	75～146 千円	108,947 千円	125 世帯	-
合計	-千円	741,781 千円	960 世帯	4 団地

事業の実績に関する評価

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

- 令和 3 年 3 月時点において 125 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き被災者の居住の安定化への寄与が見込まれている。
- 本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ 960 世帯の居住の安定化に寄与した。

[評価]

上記のとおり、本事業によって、被災者が入居する災害公営住宅の家賃を入居者負担基準額まで低廉化することで、居住の安定確保に寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

②コストに関する調査・分析・評価

- 当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づく算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を低廉化の対象としている。

[評価]

上記のとおり、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づき、近傍同種家賃と入居者負担基準額を算定し、対象世帯と低廉金額を決定していることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③事業手法に関する調査・分析・評価

	想定事業期間	実際の事業期間
家賃の低廉化	平成 26 年度～令和 2 年度	平成 26 年度～令和 2 年度
<p>○ 復興需要に伴う近傍同種家賃の高額化による収入超過者の大量退去等、本事業に係る懸念事項はあったが、当該補助金の活用により、被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。</p> <p>○ 今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き居住の安定化を図っていく。</p> <p>[評価]</p> <p>上記のとおり、柔軟な事業の手法は被災者の居住の安定に資しており、事業完了後も一定期間、必要な支援を行っていくことから、事業の手法は妥当であったと判断する。</p>		
<p>事業担当部局 県土整備部 建築住宅課 電話番号：019-629-5931</p>		

災害公営住宅一覧

○沿岸広域振興局管内【山田地区】



事業番号：D-6-1

事業名：東日本大震災特別家賃低減事業（山田町）

事業費総額：1.08 億円（国費 0.81 億円）

事業期間：H26 年度～R 2 年度

事業目的

東日本大震災により甚大な被害を受けた沿岸部において、応急仮設住宅等に居住する低所得（月 8 万円以下）の被災者が、円滑に恒久住宅に移行し、速やかに生活再建ができるよう、東日本大震災特別家賃低減事業を実施することにより、災害公営住宅の家賃を、一定期間、入居者が無理なく負担しうる水準まで低廉化することを目的とする。

事業結果

平成 26 年度に完成した豊間根団地から事業を開始し、令和 2 年度まで 7 年間にわたり、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 3/4 である総額 80,789 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、延べ 832 世帯の被災者の居住の安定に寄与した。

年度	家賃算定基礎額	国費額	対象世帯数	管理開始団地名
23	-千円	-千円	-世帯	-
24	-千円	-千円	-世帯	-
25	-千円	-千円	-世帯	-
26	34～79 千円	1,763 千円	30 世帯	豊間根
27	34～59 千円	5,416 千円	73 世帯	織笠
28	34～91 千円	12,803 千円	149 世帯	大沢、北浜
29	34～91 千円	17,085 千円	157 世帯	-
30	34～91 千円	17,104 千円	151 世帯	-
1	34～91 千円	13,571 千円	138 世帯	-
2	34～91 千円	13,047 千円	134 世帯	-
合計	-千円	80,789 千円	832 世帯	4 団地

事業の実績に関する評価

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

- 令和 3 年 3 月時点において 134 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き被災者の居住の安定化への寄与が見込まれている。
- 本事業を実施することにより事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った低所得の被災者延べ 832 世帯の家賃を 10 年かけて段階的に本来家賃とすることが可能となり、被災者の居住の安定に寄与した。

[評価]

上記のとおり、本事業によって、東日本大震災により財産を失った低所得の被災者の家賃を特定入居者負担基準額まで低廉化することで、居住の安定確保に寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

②コストに関する調査・分析・評価

当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金の考え方と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入が 8 万円以下の世帯を対象に、「公営住宅法施行令」及び「東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱」に基づく算定手法により算出される家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額の差額を補助対象とする事業であったことから、適正なコストにより実施できた。

[評価]

上記のとおり、「公営住宅法施行令」及び「東日本大震災特別家賃低減事業対象要綱」に基づき、家賃算定基礎額と特定入居者負担基準額を算定し、対象世帯と低廉金額を決定していることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③事業手法に関する調査・分析・評価

	想定事業期間	実際の事業期間
家賃の低廉化	平成 26 年度～令和 2 年度	平成 26 年度～令和 2 年度
<p>○ 本事業の実施により、被災により収入の完全に途絶えてしまった被災者や、従前、持家に居住していた低額所得者の被災者が災害公営住宅に入居される際の家賃の負担感が緩和され、災害公営住宅による恒久的な生活再建に繋がったことから、事業手法としては適切であった。</p> <p>○ 今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き居住の安定化を図っていく。</p> <p>[評価]</p> <p>上記のとおり、柔軟な事業の手法は被災者の居住の安定に資しており、事業完了後も一定期間、必要な支援を行っていくことから、事業の手法は妥当であったと判断する。</p>		
<p>事業担当部局 県土整備部 建築住宅課 電話番号：019-629-5931</p>		

災害公営住宅一覧

○沿岸広域振興局管内【山田地区】



事業番号：D-5-3

事業名：災害公営住宅家賃低廉化事業（山田町）【補助率変更分】

事業費総額：0.76 億円（国費 0.63 億円）

事業期間：R 元年度～R 2 年度

事業目的

東日本大震災の被災者向けに整備した災害公営住宅に係る災害公営住宅家賃低廉化事業を実施することにより、当該災害公営住宅の入居者の居住の安定確保を図ることを目的とする。

事業結果

平成 26 年度に完成した豊間根団地から事業を開始し、令和 2 年度まで 7 年間にわたり、近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を補助対象とし、その 7/8（管理開始 6 年目以降は 5/6）である総額 63,045 千円の事業を実施し、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、災害公営住宅入居者延べ 141 世帯の居住の安定に寄与した。

年度	近傍同種家賃	国費額	対象世帯数	管理開始団地名
23	-千円	-千円	-世帯	-
24	-千円	-千円	-世帯	-
25	-千円	-千円	-世帯	-
26	-千円	-千円	-世帯	豊間根
27	-千円	-千円	-世帯	織笠
28	-千円	-千円	-世帯	大沢、北浜
29	-千円	-千円	-世帯	-
30	-千円	-千円	-世帯	-
1	70～146 千円	18,720 千円	48 世帯	-
2	75～146 千円	44,325 千円	93 世帯	-
合計	-千円	63,045 千円	141 世帯	4 団地

事業の実績に関する評価

①事業結果の活用状況に関する調査・分析・評価

- 令和 3 年 3 月時点において 93 世帯の被災者の居住の安定化に寄与しており、今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き被災者の居住の安定化への寄与が見込まれていることから、本事業は有効に活用されている。
- 本事業を実施することにより、事業主体の財政負担の軽減を図るとともに、東日本大震災により財産を失った被災者延べ 141 世帯の居住の安定化に寄与した。

[評価]

上記のとおり、本事業によって、被災者が入居する災害公営住宅の家賃を入居者負担基準額まで低廉化することで、居住の安定確保に寄与していることから、本事業は目的に即した効果を発揮していると判断する。

②コストに関する調査・分析・評価

- 当事業については、通常の公営住宅家賃対策補助金と同様、各年度の 10 月 1 日を基準日として、収入超過者や空室等を除く全ての世帯を対象に、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づく算定手法により算出される近傍同種家賃と入居者負担基準額の差額を低廉化の対象としている。

[評価]

上記のとおり、「災害公営住宅家賃低廉化事業対象要綱」及び「公営住宅等家賃対策補助金交付要領」に基づき、近傍同種家賃と入居者負担基準額を算定し、対象世帯と低廉金額を決定していることから、本事業に要したコストは妥当であると判断する。

③事業手法に関する調査・分析・評価

	想定事業期間	実際の事業期間
家賃の低廉化	令和元年度～令和2年度	令和元年度～令和2年度

- 復興需要に伴う近傍同種家賃の高額化による収入超過者の大量退去等、本事業に係る懸念事項はあったが、当該補助金の活用により、被災者の早期の復興に寄与したことから事業手法としては適切であった。
- 今後も「家賃低廉化・特別家賃低減事業」において実施され、引き続き居住の安定化を図っていく。

[評価]

上記のとおり、柔軟な事業の手法は被災者の居住の安定に資しており、事業完了後も一定期間、必要な支援を行っていくことから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

県土整備部 建築住宅課 電話番号：019-629-5931

D-5-3 災害公営住宅家賃低廉化事業（山田町）

災害公営住宅一覧

○沿岸広域振興局管内【山田地区】



事業番号 ☆C-5-4-1
事業名 岩手県水産業・漁村復興支援調査事業
事業費 総額 0.22 億円 (国費 0.18 億円) (内訳:委託費 0.22 億円)
事業期間 令和元年度～令和2年度
事業目的 東日本大震災津波により、本県沿岸海域に広く分布していた藻場の多くが消失し、未だ震災前の水準まで回復していない状況にある。 藻場や周辺海域は漁場としても利用されていることから、水産業・漁村の復興を推進するため、各地域における藻場の衰退要因を調査し、藻場の早期回復に向けた効率的な対策（行動計画）をまとめるもの。 なお、藻場回復行動計画の検討・立案にあたっては、海藻の胞子や魚介類が成長に応じて海域を移動すること等を踏まえ、海域全体の状況を的確に捉え、広域的な対策を検討するもの。
事業地区 山田地区等 ※別紙の図面を参照
事業結果 ○ 藻場回復のための行動計画の策定 1 式 行動計画の策定にあたっては以下のとおり潜水調査や有識者検討会などを実施した上で、計画を取りまとめたもの。 ・潜水調査 27 回 (田野畑村～陸前高田市沿岸、各市町村 3～4 測線) ・有識者検討会 2 回 日時：令和2年11月2日、令和3年2月25日 場所：盛岡市内 構成員：有識者 (大学、国の研究機関)、漁業関係団体、行政関係者 ・漁業者等ヒアリング 意見交換会 令和2年12月23日～24日 (8市町村、漁業関係者、市町村) その他、随時、計画に対する意見照会などを実施 ○ 令和3年3月完了
事業の実績に関する評価 ① 事業結果の活用状況に関して [調査・分析] ○ 漁業者等ヒアリングや潜水調査結果等を踏まえ、各地区における藻場の衰退要因を明らかにし、その要因に応じた効果的な藻場の回復対策をとりまとめた。 <藻場の衰退要因> ・近年の冬季海水温の上昇に伴い活発化したウニによる食害 ・砂等による基質の埋没 <藻場の回復対策> ・(ウニの食害対策) ブロックで海藻の着生面を嵩上げするとともに、ブロック周辺のウニを除去して、周辺漁場に海藻のタネを供給する核藻場を造成 ・(基質の埋没対策) 砂の影響が及ばない高さのあるブロックまたは石材を設置 ○ 今後、本事業で取りまとめた対策に基づき、各地域で、ハード・ソフトを組み合わせた取組を推進し、藻場の回復に努めていくことで、漁業集落の漁業活動の振興を図ることとしている。 [評価] 上記のとおり、本事業によって、藻場の衰退要因が判明し、回復対策を取りまとめることができたため、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき適正に工事の競争入札を実施しており、事業費積算においては漁港漁場関係工事積算基準等の算定根拠を用いている。

[評価]

上記のとおり、算定した事業費の範囲内で、会計規則等に基づく契約を経て実施された事業であることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
委託業務	令和元年度～令和2年度	令和元年度～令和2年度

- 県内における新型コロナウイルス感染症の拡大により、地元ヒアリング等の開催が遅れたが、事業期間内に行動計画を策定することができた。

[評価]

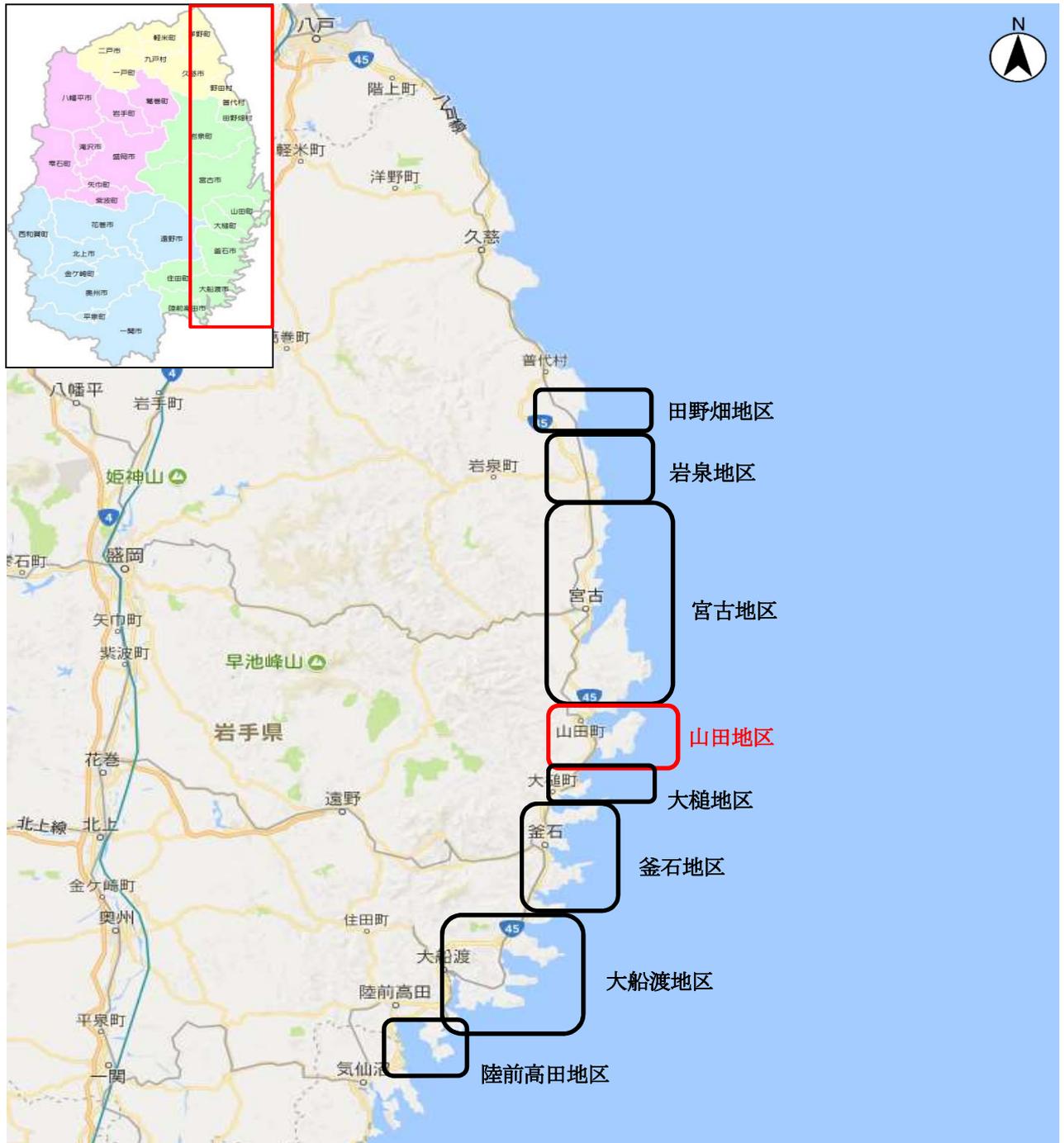
上記のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響があったものの、調整等しながら事業を進め、予定どおり年度内に事業が完了したことから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

岩手県 農林水産部 漁港漁村課 電話番号：019-629-5828

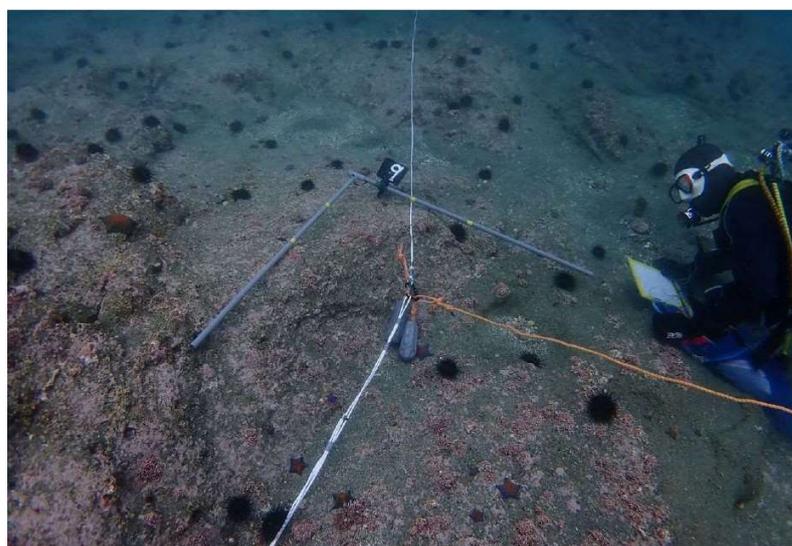
☆C-5-4-1 水産業・漁村復興支援調査事業

<位置図>





【潜水調査風景 1（釜石地区）】



【潜水調査風景 2（大船渡地区）】



【有識者検討会風景】

事業番号 ★D-23-7-6

事業名 水辺公園（船越家族旅行村）再整備事業

事業費 総額 1.7 億円（国費 1.3 億円）
（内訳：測量設計費 0.2 億円 工事費 1.5 億円）

事業期間 令和 2 年度～令和 3 年度

事業目的

東日本大震災津波により流出した船越家族旅行村内の水辺公園の再整備を通じて、山田船越エリアを中心とした観光誘客の強化に取り組むことにより、山田町の振興、また、内陸部から沿岸地域への誘客、さらには沿岸地域の観光消費額の拡大や地域経済の活性化につなげていくもの。

事業地区

山田町船越地区 ※別紙の図面を参照

事業結果

- 芝生公園の設置 13,192 m²
- 駐車場の設置 3,500 m²（110 台）
- 東屋・トイレの設置
 - トイレ 12.12 m²
 - 東屋 31.82 m²

事業の実績に関する評価

① 事業結果の活用状況に関して

[調査・分析]

- 今回、水辺公園の再整備が行われたことにより、山田船越エリアを中心とした観光誘客を行うための環境が整備されたと考える。

参考：被災前年間利用者数（平成 22 年） 116,103 人

- 今後、水辺公園内において、町主催のイベントの実施等が予定されていることから、地域振興への活用や観光客増加を通じて、当該地区の防災集団移転者のコミュニティの維持・強化が期待される。

参考：整備箇所におけるイベント等の活用実績

- ・ グランドゴルフ交流会（R3. 10. 14）
- ・ わくわく体験フェスタ in やまだ（R3. 11. 7）
- ・ 船越春のむらまつり駐車場（R4. 4. 29）
- ・ いのちを守る森づくり植樹祭駐車場（R4. 8. 28）

等

[評価]

上記のとおり、本事業によって、山田船越エリアの観光振興のための環境が整備されたため、本事業は事業目的に即した効果を発揮していると判断する。

② コストに関して

[調査・分析]

- 岩手県会計規則等に基づき契約手続きを行っており、事業費積算においては土木工事標準積算基準等の算定根拠を用いている。

[評価]

上記のとおり、算定した事業費の範囲内で、会計規則等に基づく契約を経て実施された事業であることから、本事業に要したコストは妥当と判断する。

③ 事業手法に関して

[調査・分析]

	想定事業期間	実際の事業期間
測量設計	令和2年度	令和2年度
工事	令和2年度	令和2年度～令和3年度

- 令和元年度の台風19号の被害により、町が再整備区域を災害廃棄物置場として使用したことで、当該災害廃棄物の撤去・調整に時間を要し、本事業の現場着手に遅延が生じたほか、令和2年度中に行った測量設計により、当初予定に無かった排水路の整備や下水道公共樹の試掘が必要であることが判明し、計画の見直しに不測の日数を要し、事業期間の延伸が生じた。また、計画の見直しに伴い排水路整備及び公共樹の試掘が増工となったため、工期に延伸が生じたが、関係機関等との調整を適切に行い、円滑な事業執行に努めた。

[評価]

上記のとおり、災害廃棄物の撤去・調整による現場着手の遅延や計画の見直しに伴う不測の日数は、施設整備のための事業期間としてやむを得ないものと考えられることから、事業の手法は妥当であったと判断する。

事業担当部局

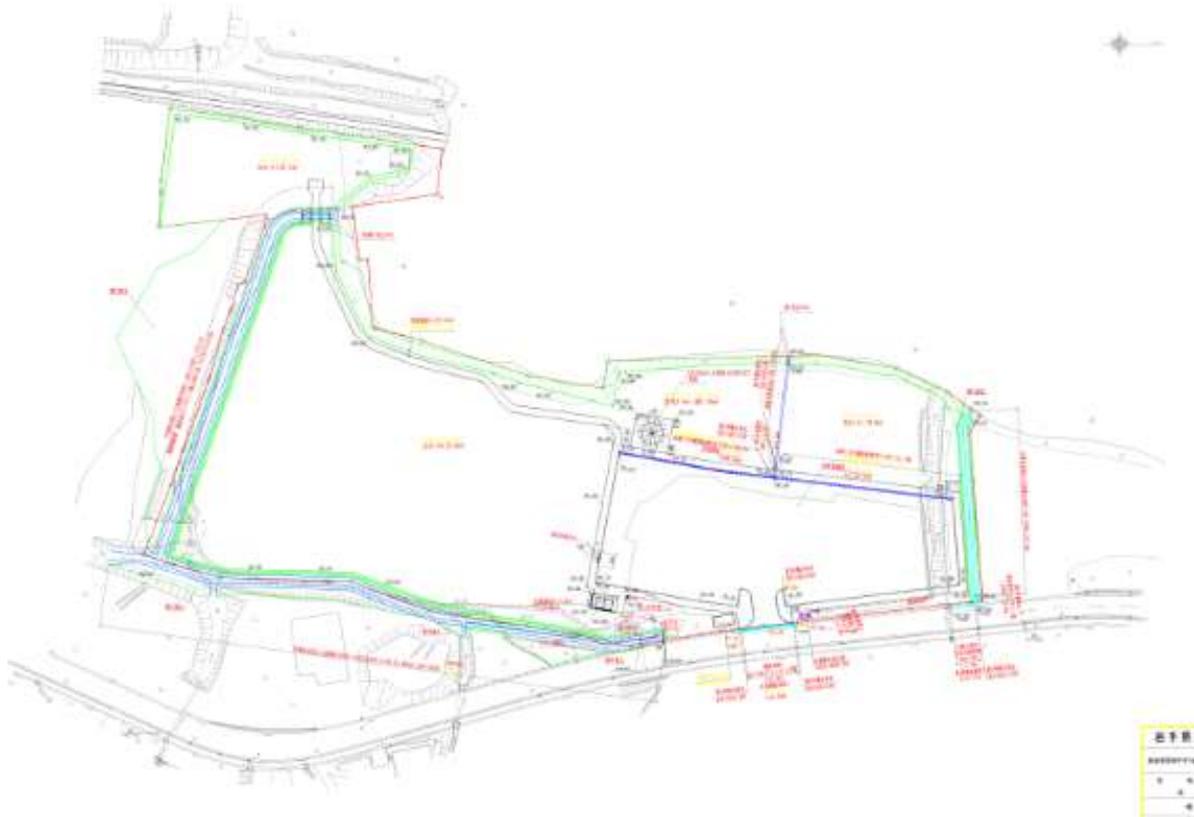
岩手県 商工労働観光部 観光・プロモーション室 電話番号：019-629-5574

★D-23-7-6 水辺公園（船越家族旅行村）再整備事業

<位置図>



<全体図>



施工前①



施工後①



施工前②



施工後②



施工前③



施工後③



全体写真

